

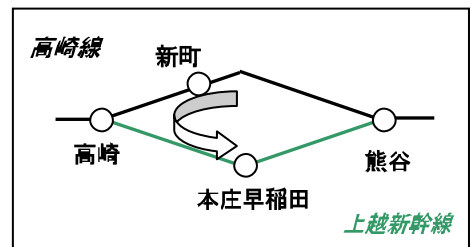
2004年1月16日

本庄早稲田駅開業に伴う運賃・料金計算ルール等の変更について

3月13日の本庄早稲田駅開業に伴い運賃・料金計算にかかわるルールの一部を改正いたしますので、お知らせいたします。

熊谷・高崎間は上越新幹線と在来線を別の線路としてお取扱いいたします

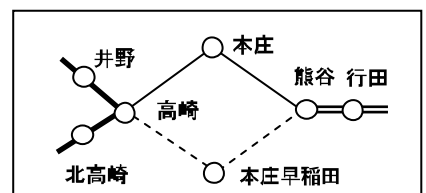
新幹線と在来線は、同一線としてお取扱いすることが原則ですが、在来線と併設されていない新幹線の単独駅がある場合は、その隣接駅間を別の線路として取扱います。上越新幹線本庄早稲田駅は、新幹線の単独駅として開業するため、熊谷・高崎間の駅（熊谷駅、高崎駅を除きます。）を発駅、着駅若しくは接続駅とする場合は、上越新幹線と在来線を別の線路としてお取扱いいたします。



新町～（高崎線）～高崎～（新幹線）～本庄早稲田と乗車する場合、片道乗車券を発売いたします。

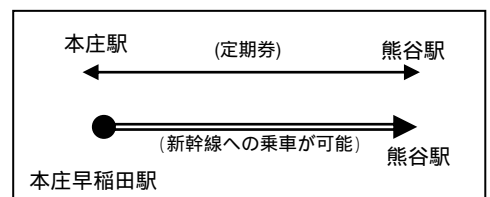
熊谷・高崎間を通過する場合の特例を設けます

熊谷・高崎間は、新幹線と在来線を別の線路として取り扱いますが、この区間を通過する場合は、在来線経由の普通乗車券（又は回数乗車券）で新幹線経由に、新幹線経由の乗車券で在来線経由に乗車することができる特例を新たに設けます。



上越新幹線熊谷・高崎間を在来線の定期券で乗車する場合の取扱い

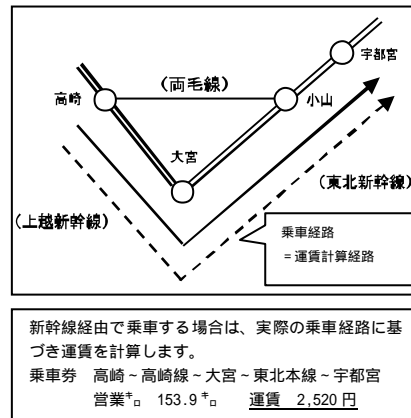
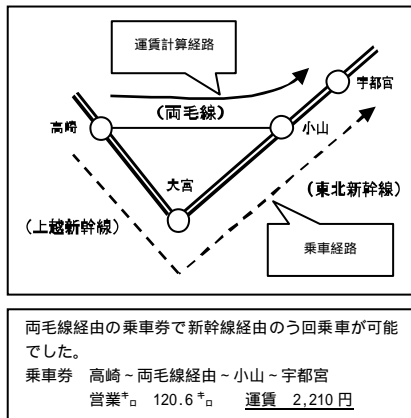
本庄駅から熊谷以遠又は高崎以遠の新幹線停車駅まで有効な定期乗車券で、熊谷・本庄早稲田間、本庄早稲田・高崎間などの新幹線をご利用いただくことができます（新幹線特急券が別に必要）。



Suica 定期券でご利用になられる場合は、Suica 定期券用特急料金が適用となります。

東京近郊区間内相互間で新幹線をご利用になる場合の効力上の特例廃止について

東京近郊区間内のみを普通乗車券又は回数乗車券でご利用の場合は、実際のご乗車経路にかかわらず、最も短い経路で計算した乗車券でご利用いただくことができ、現在、東北新幹線東京・宇都宮間、上越新幹線東京・高崎間をご利用になる場合についても、この特例を適用しておりますが、本庄早稻田駅の開業により熊谷・高崎間を別の線路として取扱うこととなるのに伴い、新幹線にご乗車の場合は、この特例を適用せず、実際のご乗車経路に基づき運賃を計算するよう変更いたします。この結果、一部区間で運賃が上がる場合があります。



東京付近の特定区間を通過する場合の特例適用エリア等の変更について

東京付近の特定区間を通過する場合の特例適用エリアの内、右の4区間を分離し、当該区間を通過する場合は、どちらの経路を利用しても印の短い経路の営業キロにより運賃・料金を計算することを別に規定し、特例適用エリアを縮小いたします。

なお、右の区間と特例適用エリアを一般的な経路により通過する場合の運賃・料金に変更はありません。

区 間	経 路
大宮～赤羽	東北本線 浦和・川口経由 (17.1 キロ) 東北本線 与野本町・戸田公園経由 (18.0 キロ)
赤羽～日暮里	東北本線 王子経由 (7.4 キロ) 東北本線 尾久経由 (7.6 キロ)
鶴見～品川	東海道本線 大井町経由 (14.9 キロ) 東海道本線 西大井経由 (17.8 キロ)
蘇我～東京	総武本線・外房線 (43.0 キロ) 京葉線 (43.0 キロ)

